

令和5年度

環境経営レポート

作成年月日

R6.06.10

札幌第一清掃株式会社
発寒エコセンター

代表取締役 笠野博史

印

URL: <http://www.daiichiseisou.co.jp/>

目 次

1 組織の概要	3
2 対象範囲	6
3 環境経営方針	7
4 環境経営目標	8
5 環境経営活動計画	8
6 環境経営目標の実績	9
7 環境経営活動結果とその評価、次年度の取組内容	10
8 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の 有無	11
9 代表者による全体評価と見直しの結果	11

1 組織の概要

事業所名 札幌第一清掃株式会社

代表者名 代表取締役 笠野博史

所在地

本社 〒063-0804 北海道札幌市西区二十四軒4条2丁目2番1号

発寒エコセンター 〒063-0833 北海道札幌市西区発寒13条12丁目1番1号

発寒リサイクルセンター 〒063-0830 北海道札幌市西区発寒10条12丁目1番1号

車庫 〒063-0803 北海道札幌市西区二十四軒3条1丁目2番49号

設立 昭和42年6月24日

資本金 3000万円

事業年度 6月1日～5月31日

事業内容 家庭系一般廃棄物収集運搬委託業務
事業系一般廃棄物収集運搬代行業務
産業廃棄物収集運搬業務、産業廃棄物処分業務
古紙回収業務

事業の規模

区分		年度	R3年度	R4年度	R5年度	単位
産廃等処理量	収集運搬量		2,256	2,209	2,118	t
	中間処分量(EC)		2,915	2,953	2,927	t
	中間処分量(RC)				126	t
売上高	(全社)		1076.0	1097.3		百万円
	(発寒エコセンター)		131.6	139.6	147.3	百万円
	(発寒リサイクルセンター)				16.6	百万円
全従業員数			120	120	120	人
発寒エコセンター			10	10	10	人
発寒リサイクルセンター					2	人
床面積	全社		8,130.7	8,130.7	8,130.7	m ²
	発寒エコセンター		4,722.6	4,722.6	4,722.6	m ²
	発寒リサイクルセンター				549.0	m ²

※全社の売上については、決算月の関係で空欄となっております。

□許可の内容(事業計画の概要、処理業の許可証)

- 産業廃棄物の収集運搬及び破碎をする中で有価物を回収して資源化を図る。
- 処分場の受け入れ条件を満たすため、排出事業者等の廃棄物を破碎処理する。
- 許可の内容

		許可期間	許可番号	許可対象産業廃棄物
産業廃棄物 処分業	札幌市	R5.9.19 R.12.9.18	第05120004828号	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、木くず、紙くず、繊維くず
産業廃棄物収 集運搬業	北海道	R5.7.29 R10.7.28	第00100004828号	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿
特別管理産業 廃棄物収集運 搬業	札幌市	R5.7.1 R10.6.30	第05160004828号	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃石綿等
特別管理産業 廃棄物収集運 搬業	北海道	R5.7.14 R10.7.13	第00150004828	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃石綿等
金属くず商	公安委員会		第15号	

4 積替保管場所 廃バッテリー

住所 札幌市西区二十四軒3条1丁目8番、9番 面積 5.4m² 保管上限 9.8m³

口施設及び処理の状況

1 収集運搬業

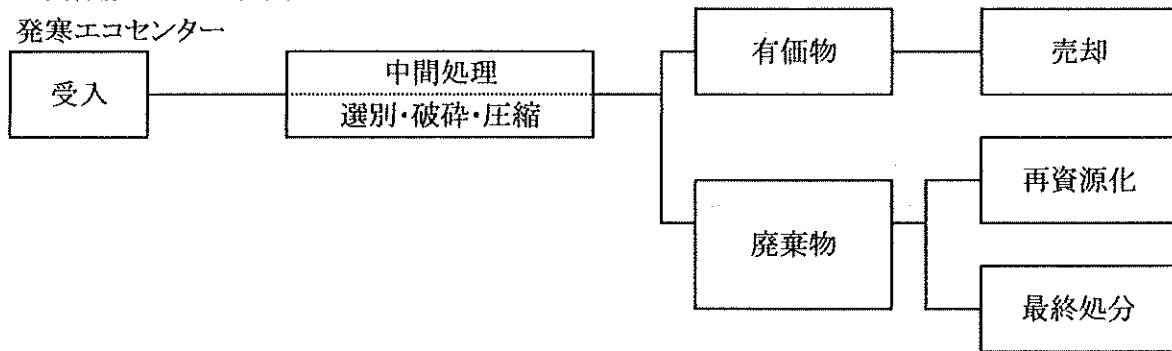
運搬車輛の名称	車両ナンバー	積載量	備考
キャブオーバー	札幌11な6237	9.60t	※対象範囲
キャブオーバー	札幌100せ1266	2.75t	ユニック付き ※対象範囲
脱着装置付コンテナ専用車	札幌100は3579	11.30t	※対象範囲
塵芥車	札幌800は1193	3.35t	※対象範囲
塵芥車	札幌800は2044	4.20t	※対象範囲
ダンプ	札幌100は256	4.50t	クラムシェル付き
バン	札幌100す8394	3.10t	
キャブオーバー	札幌100は3688	6.00t	ユニック付き
バン	札幌100た3730	2.60t	
バン	札幌100て7037	2.55t	
バン	札幌100と6954	2.80t	
ピックアップ	札幌480き5214	0.25t	
バン	札幌100ち9416	3.00t	
キャブオーバー	札幌100て26	2.00t	
キャブオーバー	札幌100つ6673	2.00t	

2 処分(中間処理)業

処理施設の種類	中間処理
許可対象産業廃棄物	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類、木くず、紙くず、繊維くず
設置年月日	平成21年5月27日
設置場所	エコセンター札幌市西区発寒13条12丁目1番1号 リサイクルセンター札幌市西区発寒10条12丁目1番1号
事業の範囲	1、(リ)溶融・固化(廃プラスチック類) 1.20t/日 2、(リ)破碎・選別(廃プラスチック類) 4.5t/日 3、(エ)選別 (廃プラスチック類) 16.0t/日 4、(エ)選別 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず) 40.0t/日 5、(エ)選別 (汚泥、金属くず《廃乾電池に限る》) 0.6t/日 6、(エ)破碎 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず《廃蛍光管に限る》) 2.56t/日 7、(エ)選別 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず《廃OA機器、廃家電に限る》) 4.5t/日 8、(エ)選別 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類《木製パレット、建設系廃材等に限る》) 14.0t/日 9、(エ)圧縮 (廃プラスチック類) 0.92t/日
処理方式	1、溶融・固化 2、破碎 3、選別 4、圧縮
構造・施設の概要	該当施設なし

3 事業場の処理工程図

発寒エコセンター



発寒リサイクルセンター



4 処理実績

発寒エコセンター 中間処理の実績(R4年4月～R5年3月) 単位:t

	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	木くず	紙くず	繊維くず	計
処理量(t)	2115	589	132	53	64	0	0	2,953

※うち最終処分量196.3t

発寒エコセンター 中間処理の実績(R5年4月～R6年3月) 単位:t

	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	木くず	紙くず	繊維くず	計
処理量(t)	2256	510	116	12	33	0	0	2,927

※うち最終処分量118.1t

発寒リサイクルセンター 中間処理の実績(R5年4月～R6年3月) 単位:t

	廃プラスチック類 (発泡スチロール)	計
処理量(t)	126	126

2 対象範囲

□認証・登録対象事業所 発寒エコセンター・発寒リサイクルセンター
対象従業員数：発寒エコセンター10名・発寒リサイクルセンター2名

環境管理責任者及び連絡先 資源リサイクル部 課長 笠野善史

連絡先 電話:011-611-9291 FAX:011-642-5460

e-mail : sds@daiichiseisou.co.jp

URL <http://www.daiichiseisou.co.jp/>

事業内容

産業廃棄物の選別・破碎・圧縮・分解等によるリサイクル事業・適正処理及びそれに関するサービスの提供

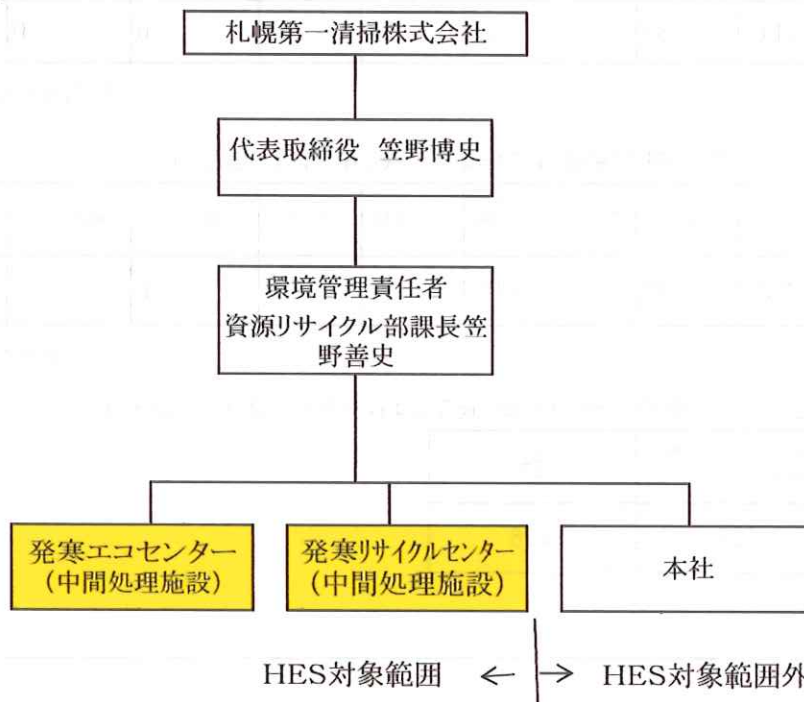
レポートの対象期間及び発行年月日

R5年4月～R6年3月

R6年6月10日発行

□組織体制

【組織体制図】



【地域融和】

当社の施設は、利害関係者に対し公開するので、事前にご連絡してください。

【環境保全への取り組み】

ISO14001を2003年7月から2015年7月まで運用している。

優良産廃業者認定取得 2014年8月

エコアクション21相互認証取得 2015年6月

環境に関する基本方針

札幌第一清掃株式会社発寒エコセンター及び発寒リサイクルセンターにおける、継続的な環境の保全と改善に関する取り組みについての基本理念及び基本方針として次のとおり定めこれを社内外に公表します。

<基本理念>

札幌第一清掃株式会社発寒エコセンター及び発寒リサイクルセンターは、地球温暖化やオゾン層破壊、資源の枯渇など。地球環境問題が人類共通の重要問題であると認識すると共に、環境事業のパイオニアとして率先し、継続的に環境の負荷を低減し、環境を保全するための事業活動を積極的に実施することにより、「リサイクルで地球の未来を拓く」の実現を目指します。

<基本方針>

札幌第一清掃株式会社発寒エコセンター及び発寒リサイクルセンターは環境改善に関する環境目的、環境目標を設定し継続的改善と汚染の防止に積極的に取り組むため下記の方針に基づき、環境マネジメントシステムに取り組みます。

1. 札幌第一清掃株式会社発寒エコセンター及び発寒リサイクルセンターは環境関連の法律、規制、条例などの基準を遵守すると共に、環境マネジメントシステムによる手順を整備し、継続的な改善を図ります。
2. リサイクル事業活動を通じ、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の削減、臭気・騒音の低減等、健全な環境の維持向上に努めると共に、環境に配慮したサービスの提供に努めます。具体的には以下の項目を環境改善活動の重点テーマとして取り組みます。
 - (1) 電気使用量の削減
 - (2) 化石燃料の削減
 - (3) 廃棄物排出量の削減
 - (4) 受入産廃処理量の増大
 - (5) 水使用量の削減
3. 従業員が環境への意識高揚を図り、環境方針に沿った行動を行うように従業員教育を行います。
4. リデュース（廃棄物発生抑制）リユース（再使用）リサイクル（原材料再使用）の実行を目指し、顧客ニーズに応える体制作りとより優れたサービスと技術を目指します。
5. 社外に公表する手段として、ホームページ及び会社案内に掲載します。また、本社及び発寒エコセンター、発寒リサイクルセンター内に掲示します。
6. 地域密着型の環境保護活動に積極的に参画します。

2014年 4月 1日 制定

2023年10月10日 改定

札幌第一清掃株式会社

代表取締役 笠野博史

4 環境経営目標

環境経営目標及び目的

中長期目標は、次表のとおり。基準値を2022年実績値に見直した。

目標項目		基準値 (2022年度実績値)		中長期目標				目標
		実数又は原単位	単位	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
削減	CO2排出量	65,636	kg-CO2	基準値以下	基準値以下	基準値以下	基準値以下	基準値以下
	電力 (原単位)	13.520	kWh	基準値以下	基準値以下	基準値以下	基準値以下	基準値以下
	灯油	1,242	L	基準値以下	2022年度-2%	2022年度-4%	2022年度-5%	2022年度-5%
	軽油 (原単位)	5.22	L	基準値以下	基準値以下	基準値以下	基準値以下	基準値以下
増大	水道水投入量	80	m ³	基準値以下	2022年度-2%	2022年度-4%	2022年度-5%	2022年度-5%
	廃棄物量 (原単位)	66.5	kg	基準値以下	基準値以下	基準値以下	基準値以下	基準値以下
	受入産廃量	2,952	t	+5% (3427t)	2022年度 +5% (3100t)	前年度+5% (3255t)	前年度+5% (3418t)	(3418t)

※ 2023年度環境目標の設定等について

1 温室効果ガス関係

CO2排出係数は、北海道電力の2022年度調整後排出係数(0.535kg/kWh)とする。

2 水道水は、生活用水のみであり、2022年度(基準年度)の2%削減を目標とした。

3 廃棄物量は、事業系一般廃棄物および産業廃棄物の合計排出量である。

4 産業廃棄物受入量は2023年度はエコセンター受入量とする。次年度はリサイクルセンター受入量を勘案するものとする。市況に依存するが、前年度の5%アップを努力目標とした。

5 電力は2022年度(基準年度)の原単位維持を目標とした。

6 軽油は2022年度(基準年度)の原単位維持を目標とした。

7 灯油は2022年度の2%削減を目標とした。

8 電力、軽油、廃棄物量については、2022年度受入量2,952tを元に、電力使用量39,912kw、軽油15,4210、廃棄物量196.3tを基準値として原単位を策定している。

5 環境経営活動計画

1 総エネルギー投入量の削減

1 消費電力の削減

- ・ 工場で使用していない場所の照明は消灯する。
- ・ 複写機は、常時使用していないため、使用時のみ電源を入れる。
- ・ 事務機器及び蛍光灯は、交換時期には省エネタイプに取り替える。
- ・ 過大な負荷電力がかからないよう、破碎機への適正な投入量の実施及び始動時の確実な点検の実施

2 化石燃料の効率化

- ・ 冬期間の初期運転以外は、アイドリングSTOPを励行する。
- ・ 急発進・急加速等アクセルむらのない安全運転を励行する。

3 暖房等燃料の効率化

- ・ 冬期間の暖房は、温度計を設置して20～23℃を守る。

2 水道水使用量の削減

1 洗い物はまとめて洗いをする。

2 水使用時は、給水ハンドルを全開しないことを守る。

3 廃棄物最終処分量の削減

- 1) 当社が排出する廃棄物は、廃棄物処理業の性格上次のとおりとする。
 - 1 工場で従業員が排出する弁当の廃容器等
 - 2 有価物を拾集した後に排出した選別後廃棄物
- 2) 上記廃棄物の単純な削減は、事業の衰退を招くため、数値上は±0%(参考値)とする。
 - 1 受注した循環資源は、可能な限り分別・選別して資源化して埋立量を削減する。

4 受入産廃量の増加

- 1 循環資源の増加を推進する。
- 2 循環資源受入量は、当社の本来事業のため、目的達成の可否にかかわらず増加を図る。
- 3 リサイクル事業の普及啓発をして原料の収集に努める。
- 4 リサイクル率の向上のため、同業種と連携して技術研鑽を図る。
- 5 リサイクル資源について、販路拡大のため、各種企業との連絡調整に努める。

削減率	削減率	削減率	削減率	削減率
削減率	削減率	削減率	削減率	削減率

6 環境経営目標の実績

R5年度の実績は、次表のとおりであった。

項 目		基準値		R5年度実績(R5年4月～R6年3月)				
		実数又は原単位	単位	目標	実績	基準値差	増減率	目標達成度
削減	CO2排出量	65,636.00	kg-CO2	基準値以下	59,136.00	-6,500.0	-9.9%	○
	エネルギー投入量の内訳等							
	電力 (原単位)	13.52	kWh	13.52以下	13.92	0.4	3.0%	△
	灯油	1,242	L	1217以下	1,184	-58.0	-4.7%	○
	軽油 (原単位)	5.22	L	5.22以下	4.38	-0.8	-16.1%	○
増大	水道水使用量	80	m ³	78以下	84	4.0	5.0%	△
	廃棄物量 (原単位)	66.5	kg	66.5以下	40.4	-26.10	-39.2%	○
	受入産廃量	2,952	t	3,100.0	2,926	-26.0	-0.9%	△
	グリーン購入促進	-	件	適宜		-	-	
総エネルギー投入量		1,026,998.0	MJ	1,026,998	933,810.3		-9.1%	○

※ 電力CO2排出係数は、北海道電力の2022年度調整後排出係数(0.535)を採用した。

'R5産廃受入量(処理量)2,926t、電力40,729Kwh、軽油12,827L、原単位:電力:13.34kwh/t、軽油:4.20L/t、灯油:0.387L/t

7 環境経営活動計画の取組結果とその評価、次年度取組内容

1 温室効果ガスの削減

(1) 種類別排出量の分析

- ・電力使用量は目標値13.52kWh/tに対して、13.34kWh/tと3%増となり目標未達成となったが昨年度とほぼ横ばいだったことから、センター全員が節電の意識を持って活動できていたと評価できる。
 - ・灯油使用量は目標値1,242ℓに対して、4.7%減の1,184ℓとなり目標達成となった。
- 取り組み内容をセンター全員が理解して活動できたことが要因である。
- ・軽油使用量は、目標値5.22ℓ/tに対し、4.38ℓ/tと16.1%減となり目標達成となった。
- ただ、昨年夏ごろからセンター運転手が不在となり、いままで自社で搬出していた廃棄物を最終処分業者に引き取りに来てもらうことが増えたため使用量が減ったことが大きな要因であるため、次年度以降の目標設定の見直しを検討する。

(2) 温室効果ガスの総排出量の評価

二酸化炭素は目標値65636kg-CO₂に対して、59,135kg-CO₂排出となっており、10%の削減となったが、センターからの搬出業務が減少したことが大きく影響していることから、次年度以降の目標設定の見直しを検討する。

なお、原単位による比較では、次のとおりある。

CO₂排出量(kg-CO₂)

	単位	基準値	R5年度	増減率
処理量当たり	kg-CO ₂ /t	22.23	20.21	-9.09%

2 水道水の削減

水道水は基準値が80m³使用に対し、84m³と目標未達成となったが、微増のため継続して取り組む。

3 埋立廃棄物の削減

埋立量は目標値66.5kgに対して40.4kgと39.2%削減とし、目標達成した。

来年度も継続して取り組む。

(2) 産業廃棄物量は、受託量により増減するため、今後も参考である。

4 受入産廃量の増加

受入産廃量は目標値3,100tに対して、2,927tと5.6%下回った。しかし昨年度よりは持込の廃棄物量が26t減少にとどまった。今年度もコロナの影響や人員不足の影響で、産業廃棄物自体の減少や、大口の案件を断ってきたことを考えると、取り組み内容としては問題なかったと判断できる。

8 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

- 1 環境関連法規は、毎年1月に行政機関のHP等で改廃等をチェックしている。
令和6年3月29日に順守状況を確認している。

適用法令	主な要求事項	確認状況
廃棄物処理法	・産廃の処理(運搬・保管・処分)基準、管理票の交付・回付・報告規定 ・受入量及び保管量の厳守、許可品目以外の受入禁止 ・産廃運搬車両に係る表示及び書面備え付け義務	順守確認
消防法・条例	灯油タンクの材質・保管基準等、灯油タンク設置基準(札幌市条例)	届出で確認
道路運送車両法	車両の排ガス・騒音規定	車検で確認
廃家電リサイクル法	排出者のリサイクル規定	順守確認
廃自動車リサイクル法	排出者のリサイクル規定	順守確認
資源有効利用促進法	再資源化義務	順守確認
労働安全衛生法	労働災害の防止、フォークリフト・ショベルローダーの運転資格	順守確認
フロン排出抑制法	第一種特定機器、委託確認書の回付・写しの保存、引取証明書の保存等	順守確認
バーゼル法	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制、規制対象(外)の確認等	順守確認
札幌市生活環境の確保に関する条例	自動車使用管理計画、環境保全行動計画の届け出、北海道循環税等	順守確認
自社基準	車両運行経路、騒音・振動に関する自主規制	順守確認

- 2 過去3年間に関係当局から違反の指摘もなく訴訟の事実ありません。

9 代表者による全体評価と見直しの結果

1 前回の評価の結果とられた処置

昨年7月の研修会で、目標の再設定と目標達成に向けての教育を実施しました。
また、目標については、未達成のものについても9割以上達成となり、研修等により従業員の理解度は高まっています。
環境方針については発寒リサイクルセンターの追加に伴い改訂しました。
環境目標及び活動計画の見直し指示についてはありませんでした。
実施体制の見直し指示についてはありませんでした。
環境マネジメントシステムの見直し指示についてはありませんでした。

2 最高責任者の評価及び見直し指示

HESの規格の理解度をさらに深め、センター運営に取り入れていくこと。
新たに適用範囲となった発寒リサイクルセンターについても、従業員の教育を実施しHESの理解度を深めるとともに、新たに目標を設定して環境負荷低減に向けて進めていくこと。
また、安全作業やコンプライアンスを重視した研修を実施して、事故や違反のないよう徹底すること。

